［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］
第三十一条第一項	、第九条の三第二項及び第四項、第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十五項及び第十六項	並びに第九条の三第二項及び第四項並びに平成六年改正法附則第二十七条第十五項
［略］	［略］	［略］
第三十二条第一項	、第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項	並びに第九条の三第二項及び第四項並びに平成六年改正法附則第二十七条第十五項
［略］	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第百十四条の二　［略］

2　［略］

［略］	［略］	［略］
［項を削る。］		
［略］	［略］	［略］

［同上］	［同上］	［同上］
第三十条の三第一項第七号	第四十四条の三第一項又はなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第四十四条の三第一項	第四十四条の三第一項
［同上］	［同上］	［同上］
第三十一条第一項各号列記以外の部分	第九条の三第二項及び第四項、第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項	第九条の三第二項及び第四項並びに第二十七条第十三項
［同上］	［同上］	［同上］
第三十二条第一項各号列記以外の部分	第九条の三第二項及び第四項並びに第九条の四第三項及び第五項並びに平成六年改正法附則第十八条第三項、第十九条第三項及び第五項、第二十条第三項及び第五項並びに第二十七条第十三項及び第十四項	第九条の三第二項及び第四項並びに第二十七条第十三項
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第百十四条の二　［同上］

2　［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
第四十四条第一項第八号	年月日	年月
［同上］	［同上］	［同上］